

○探偵業の停止命令

第15条第1項

改正 平成24年11月27日 平成25年12月1日
平成26年1月3日 平成26年3月20日
平成29年3月22日 平成29年11月28日
令和2年4月1日 令和3年4月15日
令和6年4月1日

処分基準

令和6年4月1日作成

法令名	探偵業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第15条第1項
処分の概要	探偵業の停止命令
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室